草津市賃借料情報（参考）

令和４年１月から12月までの実績

令和４年１月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アールあたり）は、以下のとおりとなっています。

令和５年３月１日　　草津市農業委員会

農地の区分		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)	賃借料なし(件) ※
田	第１地域（圃場整備田）	3,600	6,200	2,000	631	
	第２地域（未整備田）	2,800	5,000	1,900	41	45
畑	特定畑（畑地灌漑施設が完成している畑地）	12,400	20,000	6,000	28	
	普通畑（上記以外の畑地）	9,000	13,000	5,300	15	

注意事項

・この水準は農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借における賃借料決定の参考として提供させていただくものです。使用貸借（無償）は除外しています。
・本情報は、実勢の集計値であり、拘束力はなく賃借料は対象農地の状況（耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等）に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。
・標準的な水準を算出するため、全賃借料データから極端な数値を除いて算出しています。
※「賃借料なし」は圃場条件等が悪く、賃借料が０円になった筆です。

『農地を売買・貸借したり、転用するときは法律に基づいた手続きが必要です。』

農地は大切な食料の供給基盤であり、かけがえのない農地を守り活かすことが重要です。

農地法第３条

農地を農地のままで売買や貸借等をする場合は、農地法第３条による許可申請が必要となります。
（農地を取得される方は、一定の要件があります。）
法改正により、下限面積の要件は令和５年４月１日から撤廃されます。

農地法第４条

自己所有の農地を自己使用目的で農地以外のものに転用（駐車場や住宅等）する場合は、農地法第４条による許可申請が必要となります。

農地法第５条

自己所有の農地を売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利を移転・設定し、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法第５条による許可申請が必要となります。
〈ただし、農地法第４条および農地法第５条のうち、都市計画法に基づく市街化区域内農地を転用する場合は届出になります。〉

違反した場合

許可なく転用したり、許可の条件に違反している場合は工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。
違反転用すると個人は３年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は１億円以下の罰金が科せられます（農地法第64条、67条）。
詳しくは、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局まで御相談ください。

申請の締切日

毎月20日（20日が土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日が締切日となります。）ただし、市街化区域内の転用届出については、随時受付しております。

総会の開催日

毎月10日（10日が土・日・祝日の場合は、その直後の開庁日が開催日となります。）

傍聴について

総会を傍聴することができます。
総会開始時間の30分前から開始までの間に事務局までお申し込みください。
定員５名を超えた場合は抽選により決定します。

草津あおばな川柳コンテスト
お題　あおばな

（特選）舩倉さん　草津市追分
夏空に　摘む手も青く　溶け込んで
（入選）石田さん　草津市東草津
あおばなの　鉢に水やり　見て会話
（入選）榎本さん　草津市野村
染まる手で　汗拭いつつ　朝日を仰ぐ

全国農業新聞
■発行日　毎週金曜日
■購読料　１ヶ月700円
■申　込　農業委員会事務局まで

安心で豊かな老後のため、農業者年金に加入しましょう!!

国が支える。安心が大きくなる
担い手積立年金
「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

農業者年金加入条件

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。
●60歳未満の方
●年間60日以上農業に従事(配偶者・後継者も可)
●国民年金第１号被保険者

お問合せは…
草津市農業委員会事務局
TEL　077-561-2415
JAレーク滋賀
草津地区統括本部総務課
TEL　077-562-2391

旧年金の経営移譲年金を受給されている方で、後継者に委譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農業委員会だより

発行・編集
草津市農業委員会
草津市草津三丁目13番30号
TEL　077(563)1234　代表
077(561)2415　直通
FAX　077(561)2486
E-mail nogyo@city.kusatsu.lg.jp

（あおばな摘み体験）夏の朝に鮮やかな青の花を摘みとります

ご　挨　拶

草津市農業委員会　会長　**中野　隆史**

早春の候、農業者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は農業委員会活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市農業委員会におきましては、令和４年10月に草津市農業施策等に関する意見書で、「経営所得安定対策」として燃料、肥料代高騰に対する支援、「鳥獣被害防止対策」、そして「耕作放棄地の発生防止・解消」などの農業者の切なる声を橋川市長に届け、次年度の施策や予算に反映頂けるようお願いしたところです。

また、農業委員会は、令和４年５月に法定化された「人、農地プラン」を確実に推進すべく、10年後に目指すべき農地の姿を明確化する「目標地図」の素案作成など、農地・農村にかかる諸問題に対して農業委員、農地利用最適化推進委員一丸となり、農地利用の最適化に取り組む所存でございます。

農業者の皆さまにおかれましては、引き続きご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

農業委員会↑
ホームページ

市長へ意見書の提出

令和４年10月28日　草津市農業委員会

草津市農業施策等に関する意見書

令和５年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、草津市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出しました。内容は以下のとおりです。

１　農地等の利用の最適化の推進について

（農地の集積・集約化の推進）

①　農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市の求めに応じて農業委員会が「目標地図」の素案作成を行うとされたことから、円滑な推進を確保するため、事務局体制の強化を図られたい。

また、大型化する農業用施設や機械等の導入のほか、畦草や農道・排水路等の草刈・管理等の負担が増大するため支援策の拡充を検討されたい。

（基盤整備の推進）

②　農業生産性の向上と効率化を図るため、スマート農業を推進するための身近な相談窓口の開設を検討されたい。

また、湖辺地区用水管等更新事業については、実施主体に対し、さらなる人的支援と負担軽減措置を講じられたい。

そのほか、馬場山寺地区基盤整備事業については、計画が着実に実行されるよう支援されたい。

（耕作放棄地の発生防止・解消）

③　引き続き、農地パトロールに協力いただくなど、その発生防止に向け、関係機関との連携をより一層図られたい。

特に、基盤整備された農振農用地区域内の遊休農地については、より有効な手法について検討し、着実に実施されたい。

（人・農地プランの推進）

④　農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、新たに農用地利用集積等促進計画を策定することになった。

市は、これら推進にかかるプロセスを明らかにし、関係機関と緊密に連携しながら推進を図られたい。

（担い手の育成）

⑤　担い手の高齢化や後継者不足から生じる農作業への負担増や農機具の更新問題などを解消し、農業経営を安定化させるため、中核農家間の交流の機会の創出や後継者の育成、法人化に向けた取組みを着実に進められたい。

農業者の子が就農を希望するような取組みや農家が持つ経営資源をそのまま受けたいという移譲希望者につなげる取組みを進められたい。

（新規就農者の参入）

⑥　農業に興味を持ち、体験につながる就農募集に関する情報提供のほか、農地付き空き家の活用に対する相談窓口の開設や、新しい農業技術や実践的な経営が学べる農業塾の開催などを行われたい。

また、積極的に女性・青年層のなどの意見を取り入れ、農業の魅力向上を図り、新規就農者の確保に努められたい。

また、ビニールハウスの設備の撤去・改修にかかる経費補助の拡充について検討されたい。

（農業委員等の女性登用の推進）

⑦　女性農業委員等の活動の活発化と周知に役立つ学習の場や活動の周知等に係る支援を講じられたい。

２　米政策について

（経営所得安定対策）

①　米価の安定のためには、自主的な需給調整が必要であることから農業者への協力を求められたい。一方で減反政策による生産調整の結果、耕作放棄地が発生することのないよう、効果的に水田を活用できる政策を図られたい。

また、燃料代や肥料代などの価格高騰が原因で農業経営が逼迫していることから、速やかに追加の支援策を講じられたい。

（鳥獣被害防止対策）

②　市内では鳥獣被害が発生しているため、鳥獣の駆除や被害防止対策の継続・拡大をお願いしたい。そのためにも狩猟免許取得者の確保に向けて努められるとともに、専門家や地域の意見を聴き、被害を未然に防ぐための対策を講じられたい。

特に、旧草津川跡地（区間①）は、関係部局と共に適切な管理をお願いしたい。

３　地産地消について

（草津ブランドの育成）

①　草津ブランドについて、新たな農水産物のブランド認証に取組むとともにくさつブースターズのＰＲ協力のもと、メディアでの露出や様々なイベントに参加し、草津ブランドの認知度向上に努められたい。

（草津市産農産物の販路拡大）

②　草津市産農産物の供給先として、学校給食等での積極的な活用と道の駅草津・草津あおばな館等には拠点機能を持たせ、利用拡大を図られたい。

また、販路拡大を支援するとともに草津市産農産物の購入場所の拡大や伝統農産物を活用した商品開発など、中・小規模農家を含めた必要な支援をされたい。

女性委員の活動紹介（中立委員によるコラム）

農業委員　堀　裕子（行政書士）

農業者でもなく、また農業に関連する事業をしているわけでもない私が、農業委員をさせていただけたのは、平成28年４月より施行された改正農業委員会法のおかげでした。農業委員の選出方法が変更となり、「農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者」いう枠に選出されました。農業委員会で農業者の皆様のご意見や現状のお話を聞くに連れて徐々に市の農地行政や国の農業政策に興味を持つようになっていきました。勉強させていただくばかりで、実際は知らないことばかりでした。また、他市の女性委員の活動に参加させてもらったり、研修で集まることなどもあり、大変良い経験をさせていただいたと思います。農業を知らない者が農業の実情を知ることも、農地行政の透明化に資すると考えて頂けたら幸いです。

３月から新しい委員の募集が始まります。多様な意見を取り入れるため、若い方や女性に是非とも応募していただきたいと思います。

農業委員会総会の様子

新規就農者の紹介

写真提供：草津市中心市街地活性化協議会（まちなか情報発信プロジェクト）

峯松　孝好さん

峯松さんは2017年から２年間、あおばな農家で修業され、就農されました。

「アオバナ」は、全国的にも草津だけで育てられてきた花で、市の花です。

化学染料の普及、生産農家の高齢化により栽培の存続が難しくなっていましたが、峯松さんはあおばなの認知度向上に熱い思いを持って取り組んでおられます。

幹線道路から近い農地を探しておられたところ、農業委員会が紹介した農地の所有者と話がまとまり、農地を借り受けることになり、そこで去年の夏に開催された花摘みイベントは、１日に50人以上の参加者が訪れるほど盛況でした。

今後は、あおばなの栽培規模を拡大する他、ほうれん草等を栽培することを計画しておられます。

ベジクサ

草津の野菜を使ったレシピをご紹介します。

愛彩菜のチヂミ

材　料　２人分

- 愛彩菜　150g
- れんこん　40g
- 片栗粉　50g
- 薄力粉　100g
- シーフードミックス　80g
- 和風顆粒だし　小さじ2
- 水　150ml
- ごま油　小さじ2

調味料A

- 酢　大さじ1（＋適量）
- しょうゆ　大さじ1
- 砂糖　大さじ1
- 白ごま　適量

作り方

1．愛彩菜は２cm長さに切る。れんこんは２mm厚の半月切りにし、酢水に浸けておく。
2．調味料Aを合わせ、タレを作る。
3．ボウルに片栗粉、薄力粉、和風顆粒だしを合わせて水を加え、箸で混ぜて生地を作る。
4．〔3〕に〔1〕の野菜、シーフードミックスを加えて混ぜ合わせる。
5．フライパンにごま油を熱し、〔4〕の生地を広げて両面をこんがりと焼く。
6．適当な大きさに切り、皿に盛る。

このレシピは、立命館大学食マネジメント学部生が考案したレシピです。
（料理監修）立命館大学食マネジメント学部
教授　本田　智巳（管理栄養士）

農地の貸借の仕組みが大きく変わります

≪農地貸借の仕組みの主な変更内容≫

●令和７年３月までに作成することが求められている地域計画の目標地図に基づいて、農地の貸借の権利設定を行うことになります。

●農地の貸借を希望される場合は、出し手（農地の所有者）と受け手（目標地図に位置付けられた農業者）が契約期間や地代等の条件を調整いただいたうえで、市に申請します。

●申請いただいた内容が地域計画と照らし合わせて問題ないと判断された場合、農地中間管理機構を通じた農地の貸借（権利設定）が行われます。

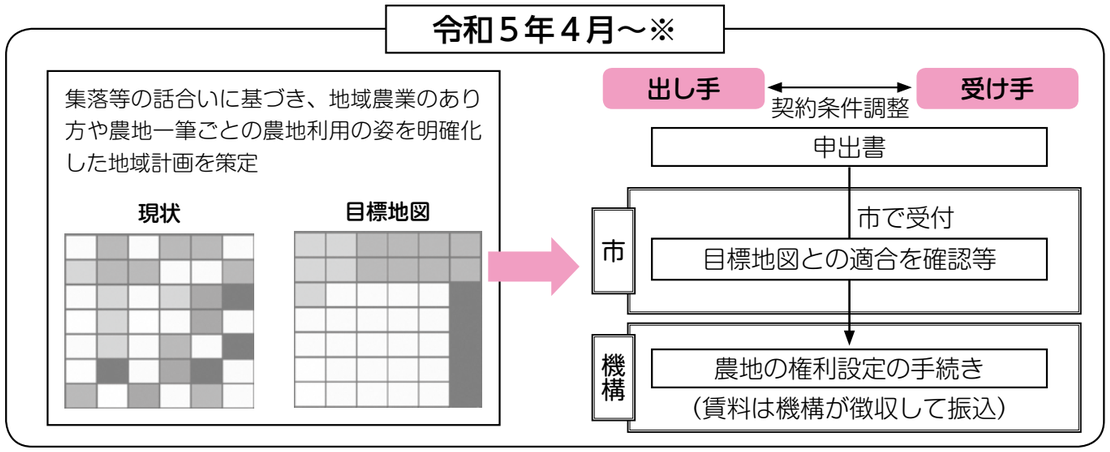

※令和６年度までは経過措置があります。

≪申請の手続き方法≫

●農地貸借の申請は、農林水産課にて受け付けます。

●受け手が決定していない場合、また契約条件が調整できていない場合は受付ができませんのでご注意ください。

●申請が地域計画の目標地図と合致していることが必要です。

●申請書類（添付書類等含む）の様式は現在検討中です。令和５年３月中旬にはお示しする予定です。

【問い合わせ先】

農林水産課、農業委員会、県農業農村振興事務所農産普及課、
滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金）

農地パトロールを実施しています

農地は食料自給率の向上を支える大切な資産です。

草津市農業委員会では遊休農地の把握や違反転用の発生防止を目的とした農地パトロールを実施しています。

令和４年10月25日に実施した農地パトロールの結果、遊休農地と判定されたのは79，042㎡（32筆）です。所有者（耕作者）の方には適正に管理していただくよう指導を行っています。

農地の手入れをされないと雑草が生い茂り、病害虫発生の原因となるだけでなく、有害鳥獣の住処や不法投棄・火災発生の場所となることが多く、近隣農地や地域住民の生活に悪影響を及ぼします。耕うんまたは草刈りを行う等、適正な管理をお願いいたします。

農地パトロールの様子

４　農地の多面的な機能の活用

（「農福・農商・農学連携」の強化）

①　障害のある方をはじめ、高齢者や生活困窮者、引きこもりの状態にある方等が農作業を通じて新たな活動の場や生き甲斐につながるように部局横断のモデル事業に着手されたい。

　また、次代を担う世代が農業に触れるための学習・交流の場など、学校・地域における環境形成に努められたい。

（脱炭素社会の実現に向けた循環型農業の推進）

②　農業分野における温室効果ガス排出削減の取組みを一層加速化させるため、脱炭素化を推進されたい。

　「地産地消」に着目した温室効果ガス削減の取組を推進されたい。

紙面の都合上、内容を一部省略
（全文はHPでご確認いただけます）

委員の思い

草津市農業委員会 副会長
山元　泰宏

昨今の世界情勢の影響を受け、肥料・燃料等の価格の上昇が続き、農業は更に厳しい環境にあります。

後継者が存在したとしても、この情勢下で農業を継続するべきか、規模拡大を図るべきか迷う農家さんも多いことでしょう。

経営の合理化の推進や新規参入者へのサポートは、農業委員会や市の役割であり、併せて担い手へ農地の集積・集約を推進し、農地利用の最適化を図ることもまた重要な役割です。

我々、農業委員、農地利用最適化推進委員は、市・JA・土地改良区・地元生産組合と連携を密にし、課題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

今後とも御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

農地利用最適化推進委員会 委員長
三澤　茂

近年、日本の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。

気候変動・一部の国の覇権争いによる世界的食糧危機、中でも日本の食料自給率の悪さ、国の農業施策に将来展望が見えてこない現状に、農業者ばかりが振り回されているのが実情ではないでしょうか。

そうした中、現実問題として高齢化による担い手不足から耕作放棄地が増加、同時に周辺環境の悪化へとつながっています。

また、米の価格が上がらず、農家所得の低迷が続いています。

農業を続けていこうというモチベーションをどう維持するのか、課題は山積しています。

これらの問題の解決はすぐに見いだせなくても、農地と農村の保全は、未来につなげるべき、かけがえのない地域の財産であることから、農家・地元生産組合・JA・土地改良区・行政が一体となって、守り取り組んでいく必要があると考えています。

未だ農家にとっては、苦しい状況が続きますが、皆さんと共に協力し、次世代の農業者に優良な農地を引き継いで行けるようにしたいと思っています。

今後とも、農業委員会の活動にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

農地利用最適化推進委員会 副委員長
中川　正平

令和２年に農地利用最適化推進委員に就任して早くも３年目を迎えました。

当時は、農業全般に対しての専門的な知識もなく、当たり前の様に、何の疑問もなく、農業に取り組んでおりましたが、数年前に地区の役員になり、耕作放棄田など管理が出来ていない現状を目の当たりにし、個人として何もすることが出来ず苦い思いをしていました。

推進委員１年目に近隣の生産組合長から、耕作放棄田の解消について相談があり、他の農業委員や事務局に相談したところ、地元主導で解決を図ることを勧められ、直接地権者にお会いし、腹を割った意見交換を行うことで、出し手・受け手双方の了解のもと有休農地を解消することが出来ました。

推進委員としての任期も僅かとなりましたが、今後とも各地区の生産組合長さんをはじめ、関係役員さんと情報を共有して担当地域における遊休農地の減少に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、地区内の圃場田に「農は国の礎（いしずえ）」という石碑があり、これを見るたび地区内の農地を守ってくれた先人への恩と、今、私たちの使命を再認識するところであります。

これからも皆さんと一緒になって農地・農村のことを考えていきたいと思いますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員

◆募集人数	14人
◆任　　期	令和５年７月20日から令和８年７月19日まで
◆職務内容	農地の権利移動や転用に係る許認可業務、担い手への農地の集積･集約化、耕作放棄地や違反転用の発生防止･解消に向けた指導および監視業務、新規参入の促進等に伴う調査および助言、目標地図の素案作成および地域計画策定・達成に向けた取組み等
◆委員報酬	月額　36,800円
◆推薦・応募の資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
◆推薦・応募の手続	所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、農林水産課まで御提出ください。
◆推薦・応募の方法	①個人からの推薦　②団体からの推薦　③一般応募 募集要項および申込書は次の窓口に備えるほか、市のホームページからもダウンロードできます。 農林水産課、農業委員会事務局、各地域まちづくりセンター
◆受付期間	令和５年３月１日（水）から３月28日（火）まで【必着】 ※持参される場合は、市役所開庁日の午前８時30分から午後５時15分までに提出してください。
◆問合わせ先	農林水産課 農林水産係　電話 077-561-2347（直通）

農地利用最適化推進委員

◆募集人数	10人 志津区域１人、草津区域１人、老上区域２人、山田区域２人、笠縫区域２人、常盤区域２人
◆任　　期	委嘱の日（令和５年７月20日以降）から令和８年７月19日まで
◆職務内容	担い手への農地の集積･集約化、耕作放棄地や違反転用の発生防止･解消に向けた指導および監視業務、新規参入の促進等に伴う調査および助言、目標地図の素案作成および地域計画策定・達成に向けた取組み等
◆委員報酬	月額　32,500円
◆推薦・応募の資格	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
◆推薦・応募の手続	所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、農業委員会事務局まで御提出ください。
◆推薦・応募の方法	①個人からの推薦　②団体からの推薦　③一般応募 募集要項および申込書は次の窓口に備えるほか、市のホームページからもダウンロードできます。 農業委員会事務局、農林水産課、各地域まちづくりセンター
◆受付期間	令和５年３月１日（水）から３月28日（火）まで【必着】 ※持参される場合は、市役所開庁日の午前８時30分から午後５時15分までに提出してください。
◆問合わせ先	農業委員会事務局　電話 077-561-2415（直通）

相続登記の申請が義務化されます

相続登記とは、土地（農地を含む）・建物など不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変える手続きのことです。

農地について、相続が発生しても長年登記名義人を変更しないままでいると、いざ売却しようとした時に調査や手続きに膨大な労力がかかることがあります。また、農地の集積・集約の阻害要因となることがあります。

相続登記の申請は令和６年４月１日から義務化されます。

義務化の施行日（令和４年４月１日）前に発生した相続についても、施行日から３年以内の登記の申請が義務付けられています。

早めに法務局で相続登記を行いましょう。

相続登記の一連の手続きは、司法書士などの専門家に依頼することもできます。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改めました

草津市農業委員会では、平成29年に農業委員会の必須業務である「農地利用の最適化の推進」の基本的な考え方を草津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として策定しました。

策定から５年が経過し、新たな目標の設定や関係する計画との整合が必要となったことから、令和４年６月に指針の改定を行いました。

詳細については、ホームページをご覧ください。